

総務文教委員会

平成30年9月12日(水)

日 時 平成30年9月12日（水）午前10時00分開会—午前11時37分開会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 小川委員長、辻下副委員長、坂原、道工、反保、出口、竹原

欠席委員 なし

欠 員 1名

傍聴議員 中原、和田

出席理事者 田代町長

中口副町長

笠間教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長、

相馬財政改革部長

竹下まちづくり戦略室危機管理監

澤教育委員会事務局教育次長

栗山総務部理事

福井会計管理者兼会計課長

寺田総務部理事兼企画地方創生課長

阪本財政改革部理事兼税務課長兼行革推進課長

松下総務部副理事兼総務課長

今坂総務部副理事兼人権推進課長

廣田まちづくり戦略室副理事兼人事担当課長

森まちづくり戦略室危機管理担当課長

増田学校教育課長兼指導課長兼学校給食共同調理場所長

小川生涯学習課長兼青少年センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

小川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠員は1名です。

理事者においては、松田副町長の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

携帯電話はマナーモードに設定よろしくをお願いします。

9月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからをお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

議案第67号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第3次）について」本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

相馬部長。

相馬財政改革部長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成30年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

10 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税といたしまして、1,741万3,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

寺田企画地方創生課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして、補正予算額2,400万円を減額補正するものです。

内容につきましては、広域サイクルツーリズム事業として、洲本市の負担金が確定したことに伴い減額するものです。

松下総務課長 続きまして、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金としまして、156万1,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、ブロック塀安全対策にかかる経費として67万5,000円、集会所維持補修費としまして88万6,000円に充当するものです。

相馬財政改革部長 続きまして、19繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして、414万9,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成29年度決算の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

川端まちづくり戦略室長 続きまして、20諸収入、3雑入、雑入、広域サイクルツーリズム事業負担金としまして、2,400万円を増額補正するものです。

内容としまして、先ほどゆめ・みらい基金繰入金で説明がありましたとおり、深日洲本航路社会実験運航に伴う洲本市の負担につきまして、本事業における洲本市の予算が成立しましたので、洲本市から岬町に歳入される2,400万円について増額補正するものです。

森危機管理担当課長 続きまして、21町債、1町債、消防債、防災備蓄倉庫整備事業債としまして、50万円を増額補正するものです。

内容としましては、歳出でもご説明しますが、坊の山に防災備蓄倉庫を整備するに当たり、必要となる実施設計委託料の起債について増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分、合計2,362万3,000円の増額補正を行うものです。

松下総務課長 続きまして、歳出としまして、2総務費、1総務管理費、庁舎維持補修費としまして、109万6,000円を増額補正するものです。

内容としましては、本年7月の豪雨により、住民活動センターの会議室が水浸しになり、屋上を確認しますと、防水シートに穴があいている箇所があったため、改修工事をするものです。

続きまして、集会所安全対策事業、ブロック塀安全対策としまして67万5,000円を増額補正するものです。

内容としまして、港会館ブロック塀は控え壁がなく、高さが135センチあるため、高さを120センチ以下にする必要があるため、上段を切除、切断する改修工事をするもので、工事費は28万6,000円です。また、西自治区内ゲートボール場近くのブロック塀は、テニスコートの壁打ちとして使用されていましたが、最近は壁打ちする者もないため、特に必要性がなく、また高さが2.8メートルあり、地震等により崩壊すると非常に危険であるため、全体を撤去する工事を行うもので、工事費は38万9,000円です。これらのブロック塀安全対策工事につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当し

ます。

続きまして、集会所維持補修費としまして、141万6,000円を増額補正するものです。

内容としましては、淡輪17区集会所には駐車スペースがなく、路上駐車をせざるを得ない状況になっており、自治区からの強い要望がありました。そのため、集会所敷地内に自動車二、三台の駐車スペースを確保する必要があるための改修工事を行うもので、工事費は23万2,000円です。次に、青葉台集会所1階男子便所の便座ウォームレットが故障し、便座が温まらなくなっています。そのため便座取りかえ改修工事を行うもので、工事費は7万7,000円です。次に中孝子集会所の男子便所・女子便所について、それぞれウォシュレットがないため、便座が温まらなくなっています。中孝子集会所については長生会と高齢者が使用することが多く、冷たい便座では便所の使用に不便を感じているとのことで、男子便所個室1カ所、女子便所1カ所のウォシュレット改修工事を行うものです。工事費は22万1,000円です。

次に、港会館では1階から2階、また2階から3階の踊り場には、雨が降ると窓枠周辺から雨水が入り、水たまりができてしまいます。そのため、窓枠から雨水が入らないように改修工事を行うものです。また、港会館内にはシロアリが飛んでいることがたびたび見受けられ、シロアリの駆除・予防をする必要があるため、シロアリ予防薬剤を注入するものです。これらの工事費は37万8,000円です。次に、東会館についてですが、2階の手すりのさびがひどく、また一部腐敗している箇所があり、手すりの塗装と改修工事をするものです。さらに東会館エアコン室外機の設置場所は、排水が悪く、雨が降ったときは室外機が水に浸かったことがあり、エアコンが雨水に浸からないように架台上げ工事をするものです。これらの工事費は50万8,000円です。港会館と東会館改修費については、多奈川財産区特別会計繰入金を充当します。

続きまして、庁舎管理費としまして、揚水ポンプ購入費としまして82万3,000円を増額補正をするものです。

内容としまして、本年7月の豪雨において、本庁舎地下貯水槽に既設排水ポンプの排水量を上回る雨水が流入し、水位が上昇したことから、高圧受電設備が浸水し、停電する事態となりました。当時は土木下水道課の揚水ポンプがあったため、これを借用して排水し、水位を下げた復電しましたが、次回同様の事態となった場合、土木下水道課の揚水ポンプは災害現場で使用されることが考えられ、本庁舎排水のために使用できないおそれがあるため、揚水ポンプを本庁舎地下に常設する必要があるため、今回予算要求するものです。

川端まちづくり戦略室長 続きまして、9 地方創生総合戦略事業費、地方創生推進交付金事業、広

域サイクルツーリズム事業としまして、財源更正を行うものです。

内容としましては、先ほど歳入でご説明しましたとおり、本事業にかかる財源につきましては岬ゆめ・みらい基金からの繰入金2,400万円を減額し、洲本市からの負担金としまして2,400万円を増額する財源更正を行うものです。

森危機管理担当課長 続きまして、9消防費、1消防費、防災備蓄倉庫整備費、防災備蓄倉庫整備工事実施設計委託料としまして50万円を増額補正するものです。

内容としましては、平成29年度に造成工事を行いました坊の山に防災備蓄倉庫を整備するに当たり、必要となる実施設計業務の委託料となっております。

増田学校教育課長 続きまして、10教育費、1教育総務費、幼稚園就園奨励費、幼稚園就園奨励補助金、第2子無償化分としまして46万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、平成30年度より、幼稚園の保育料第2子無償化を実施したところではありますが、町外の幼稚園に通園している幼稚園就園奨励費の対象者に関しましては第2子無償化の対象外となっており、保育料、入園料の一部に負担が生じている状況にあります。子育て支援施策の一環として、幼稚園就園奨励費の対象者に関しても第2子無償化となるよう、保育料、入園料の一部負担金について、増額補正を行うものです。

続きまして、4ページをご参照願います。

2小学校費、小学校安全対策事業、ブロック塀安全対策、ブロック塀安全対策工事、淡輪小学校分としまして72万4,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、本年6月に発生した大阪北部地震に伴い、町内の学校施設の安全点検を実施したところ、淡輪小学校において建築基準法施行令で定める安全基準を満たしていないブロック塀があることが判明しました。児童等の安全対策を講じる必要があることから、早急に改修工事を実施したく、増額補正を行うものです。

小川生涯学習課長 5社会教育費、淡輪公民館管理費、淡輪公民館消火設備リース料といたしまして、20万1,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、今年4月の岬消防署による立入検査で、公民館の屋内消火設備の不良箇所が指摘され、早急に改善する必要があることから、パッケージ型消火設備のリース契約変更するものです。パッケージ型消火設備といいますのは、消火薬剤貯蔵容器やホースなどが収納箱に収納されている消火設備で、消防法に定められた設備であり、管内に7台設置する予定となっております。リース契約は5年ですが、平成31年1月から3月までの3カ月分について増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして590万2,000円を増額補正するものです。

森危機管理担当課長 地方債補正追加としまして、防災備蓄倉庫整備事業について、50万円を限度額として増額補正をするものです。

小川委員長 ご苦労さま。ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 歳出3ページのちょうど中ほど、庁舎管理のところでも1つ質問させていただこうと思います。

揚水ポンプを購入するというので、7月の豪雨というのはまれにみる、とても大きな豪雨だったと思うのですが、今後も大きな雨が降るのではないかと思われる中、この水を揚げるよりも、水を防ぐほうのそういう対策というのはなされてないのかなと思っておりま。す。庁舎に流れ込むというたら、それこそこの下の駐車場のところから流れ込むのかなと思っているのですが、そういう対策はなされないのかというのが一点と、今回、土木のほうのポンプで揚げたという報告ありましたけども、結構な高さまで水が来たのかなと思うのですが、その他の被害というのは特になかったのでしょうか。いろいろな書類置かれていますと思うのですが、全部浸かってしまったとかそういうのはなかったのでしょうか。心配なので答弁をお願いします。

松下総務課長 大雨災害につきましては、こちらの排水が追いつかなくて、一旦停電になったということと、あと水を防ぐ対策ということでは、今後考える必要はあるかと思うのですが、当面としては急ぐ対策としては、こちらの高圧受電設備についての事故を防ぐことということで、このような揚水ポンプの購入を考えております。

2点目のその他の被害としましては、電話がなかなかつながらなかったということ聞いております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 そうしたら電話がつながらなかったのは、電話の交換機というのも、あったのかな。

西総務部長 先ほどの課長の補正させていただきたいと思うのですが、まず庁舎の排水の問題につきましては、なかなか施設も老朽化しておりまして、どこから不明水が出てくるかというところもわからないところもございまして、抜本的に排水をとめるというのはなかなか難しいと考えてございます。

そのために取り急ぎ揚水ポンプを、今回つけさせていただいて、対応させていただくとともに、今つけているポンプもやはり昔につけたものですので、今のゲリラ豪雨的に集中的に入りますと、どうしても容量をこなすことができないということもございまして、ポンプ自身も少し見直す必要があるのかなと。それはちょっと時間がかかるのかなと考えてございます。

それと2点目のその他の被害ということで、まず書類関係については、そこまで浸水しませんでしたので、地下の書庫にある書類等については影響がなかったということでございます。それと電話交換機につきましては、停電によりまして電源が遮断されたということが原因でございまして、交換機についても老朽化はしておりますけれども、今回の電話がつながりにくくなったという要因については、停電が起こったということでございます。本庁の電話については、デジタル電話と光電話というのがございまして、いずれも交換機にバッテリーはつけておるのですが、やはりバッテリー、ある程度の時間がたちますと電源なくなりますので、今回の反省を踏まえまして、非常用の発電機を交換室に置きまして、停電が発生した場合は電源を発電機のほうに切りかえるということで、今後こういうふうになつながらにくいという状況は回避させていただく段取りをしております。

小川委員長 そうしたら、竹原委員の質問ですけれども、交換機に被害はなかったのか、あったのか。

西総務部長 交換機には被害はございません。電話が通じにくくなったのは、停電によって電源が確保できなかったということが原因でございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 今、西部長の答弁を聞いて、とても安心しました。というのは、今回、台風21号の被害で、結構どこの市町村、大阪府下のどこでも停電で参ってしまって、役場が機能しないということが見受けられたので、その辺もしっかりとまた検討していただいて、次年度の予算に反映していただければと思います。違う、次年度違う。これ今回。今回の補正予算なので、またどんどんと上げてきてもらったらと思います。お願いします。

小川委員長 他にございませんか。

出口委員。

出口委員 ちょっと2ページの広域サイクルツーリズム事業で2、400万円という形で上がっておりますが、広域はどこからどこまでの広域であるのか。この詳細をお願いしたいと思います。

それと、ブロック塀の安全対策で何点か上がっておりますけれども、これは仮に上部を削除することによって危険性が、安全性が保たれるのかどうか。もう築何年ぐらいのブロック塀かどうかを確認したいと。

もう一件その関連で、これはこの資料には載ってないのですが、保健センターの屋上が非常に雨漏りがひどいということで、台風のときには保健センターの事務員さんがそろって屋上まで土のうを積み上げて、水漏れをとめているという状態を聞いておりますのやけど、その辺の、これには資料には載ってないのですが、ちょっとこの3点をお答え願いたいと思います。



小川委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 今回の深日洲本航路社会実験運航につきましては、岬町と洲本市との広域連携事業として実施するものですので、洲本市と岬町との広域と考えております。

松下総務課長 ブロック塀の上部削除ということでございますが、港会館につきましては、今現在135センチの高さのブロック塀でございまして、120センチを超える場合、控え壁がないといけないということになっていまして、控え壁はありませんので、上部を切断し、安全を確保するという内容のものになります。

増田学校教育課長 淡輪小学校のブロック塀についてですが、築年数につきましては、淡輪小学校ができてからつくられたということで、詳しい年代につきましては、今資料ないのですが、もう数十年たっているということで、形態につきましては高さが120センチ以上ということで、それを取りまして、メッシュフェンスにやりかえるという改修工事を予定しております。

西総務部長 保健センターの件でございますけども、所管が厚生委員会になりますので、我々のほうとしてはちょっと把握できてないのですが、また確認させていただいて、どのような対応できるかというのは検討させていただきたいと思います。

小川委員長 出口委員。

出口委員 西部長の説明でよく理解できます。ただ、そういうことで職員さんが非常に重労働迫られて、まして女性がやっているということで、大変な作業ですので、よろしくお願ひします。

それと、松下課長、私聞いているのは、今の説明はちゃんと冒頭に説明された部分であって、そのブロックが1メートル35センチ、135センチから120センチに削減するという形で聞いてはおりますんやけども、その120センチに対して削減した場合に、そのブロックが通常的作用をするのかどうか。もしくは築何年かということを知っているものであって、それが仮に15センチ削除しても安全性は大丈夫なのかということを確認させてもらいたいと思って質問をしました。

西総務部長 ちょっと補足させていただきたいと思います。

港等のブロック塀につきましては、構築時期というのはまだはっきりとしてないところがございます。ただ、外見を見る限りにおいては、ひび割れ等がないので、強度的には問題ないのかなとは考えておるのですが、実際、はつってみますと、鉄筋の状態とか、中の状態がその中ではっきりしてまいりますので、もし鉄筋がないということはないと思うのですが、そういう不具合があるようでしたら、また次の対応を考えさせていただきたいと考えております。とりあえず、今は基準の中で整備ができないかなということで考えさせ

ていただいて、今回補正させていただいたということでご理解いただければと思います。

小川委員長 ちょっと出口委員、いいですか。松下課長、今、出口委員が質問してる港と、それと写真、私らいただきましたね。これ、全議員さんに配ることは。もらってる。ああ、そうか。申しわけない。

出口委員。

出口委員 だから私の確認したいのは、上部を削減して、安全性が保たれるかどうか。特に北摂のほうではブロック塀の手抜き工事が多かったということがございますので、その辺の安全対策の確認をしたいということなんですよ。

小川委員長 松下課長。

松下総務課長 安全対策が保ってるかどうかについてのご質問なんですが、今後、ブロック塀を常日ごろからひび割れ等がないかどうか確認した上で、ひび割れ等がありましたら、早急に対応させていただくということで考えております。ただ、強度につきましては、港会館ができたときからのものですので、またそのところについてははっきりしておりません。

小川委員長 他の委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

竹原委員。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 賛成の立場で討論します。

今回、補正予算ということでしっかりと説明していただき、まさに緊急を要するところばかり、特に庁舎の電源等々も考えていただいているということで、賛成と。しっかりと執行していただきたいと思います。

小川委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第3次）について」のうち、本委

員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第67号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

続いて、議案第71号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について」議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松下課長。

松下総務課長 5ページをごらんください。平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明させていただきます。

まず、歳入です。

3繰入金、1基金繰入金、多奈川財産区基金繰入金としまして、341万9,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、繰出金に充当するための財源調整です。

次に歳出です。

2諸支出金、2繰出金、繰出金としまして、341万9,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計へ繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに計341万9,000円を補正するものです。

小川委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第71号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第71号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第72号「岬町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について」議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 1つ教えてください。新旧対照表、7ページを見ておまして、その3条の中にその内容で写真を添えとなっているのですが、この写真を添えるのは、義務ということで、必ず添えるということでしょうか。それか、これは自由だということなのでしょうか。お願いします。

小川委員長 松下課長。

松下総務課長 写真については、必ず載せないといけないというものではございません。載せなくても構いませんので。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号、岬町の議会議員及び長の選挙における選挙公報に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第72号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「平成29年度岬町一般会計決算の認定について」本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の9ページから16ページをごらんください。

質疑ございませんか。

反保委員。

反保委員 9ページの町たばこ税についてちょっとお聞きしたいと思います。

かなり大きな金額が毎年計上されておりますが、これは今でもたばこの吸われる方は少なくなってしまうと。そしてまた値上がりをするということですので、ますます吸われる方は減ると。そしてまたもう一つ、オリンピックが目前に迫っていますけど、そのオリンピックに合わせてまた禁煙運動は出てきておりますが、もしかそういう急激に減った場合は、この税も当然のごとく減ってしまうのでしょうか。その辺、以前から説明を受けているのですが、どうも私、その辺がわかりませんので、極端に本数が減ってしまった場合、やはりこういう税、7,500万円ですか、この分が急激、それとも微々たる減少に進んでいくのか、極端に金額が減るものか、その辺だけちょっと尋ねたいと思います。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 反保委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、たばこの売上本数は年々減少傾向にあります。したがって、税金につきましても、平成28年度と比べまして、合計でいたしますと890万円、約900万円程度の減収となっております。

担当課長としましては、非常に頭の痛い問題でございます。おっしゃるように喫煙者の数も減り、また禁煙ムードも高まっております。この辺が非常に悩ましいなと考えていますけども、一方でこの税金の問題につきましても、現在、旧3級品といたしまして、ゴールデンバッドとかエコ一等の銘柄についての税率の改正が28年度から4年間にわたって4段階で今行われているところがございます。また10月以降、新たにたばこの税率の改正、一般たばこというのですか、そちらのほうの改正もございます。また今後、電子たばこということも国のほうに着目されてまして、電子たばこに対しても税を課していくということでございまして、私のほうで具体には金額お示しできませんけれども、それらの

要因等で何とか維持はできてくるのかなど。若干増えるような傾向かなと見込んでおります。

小川委員長 反保委員。

反保委員 わかりました。

それともう一つ、町たばこ税ということは、この金額は町内で、岬町内で消費してる分が7, 555万円あるということでしょうか。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 町内で販売された本数ということでご理解ください。

小川委員長 他にございませんか。

出口委員。

出口委員 毎回毎回質問して叱られますんやけども、滞納の分についてちょっと質問いたしたいと思います。

今この資料見させてもらいますと、町民税、固定資産税、軽自動車税という形で、滞納が大体約、収入、要するに回収が8%から10%というような回収率になってますね。その後、不納欠損もその後に出ておりますけども、この不納欠損について、町民税、固定資産税、自動車税、固定資産と町民税ですか、そののちょっと内訳をお教え願いたい。個人のほうでは55万2, 140円の不納欠損が出ております。それと同じく法人では42万円ですか、そして固定資産では56万3, 918円と、この3点の不納欠損の内容、詳細を教えてくださいませんか。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 出口委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

不納欠損につきましては、総額で156万8, 458円となっております。対象人員としては23名が対象となっております。

内訳でございますが、町民税で行きますと、個人の町民税で55万2, 140円、法人につきましては12万円、それから固定資産税につきましては78万9, 018円、それから軽自動車につきましては10万7, 300円、以上で合計156万8, 458円となっております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 これ、たくさんの滞納繰り越し分がありますけども、多分、私、毎回毎回聞かせてもらうのですが、本当に焦げついた部分の滞納金が多いのではないかなど。前回にも、町長にも回答いただきまして、多少減ってきているという回答いただきましたけども、これもつと不納欠損で落とす部分の滞納繰り越し分が、私、非常に多いのではないかなというふう

に捉まえておりますけども、その辺の焦げつきが、もう10年、15年前からずっと残っている分が多々あるのではないかなと思いますので、その辺のところはどうですか。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 ただいまのご質問ですけども、不納欠損につきましては、地方税法の第15条の7の1項1号から3号に基づきまして、執行停止という、滞納処分の執行停止というのを既に3年間行っているものに対して不納欠損という処理をさせていただいておるところでございます。

ご指摘いただいているのですが、毎年、滞納処分の執行停止がございますので、そちらにつきましては3年間の経過を見ておるところでございます。その状況を見て、なお状況が変わらない、徴収ができないといった分について、不納欠損をさせていただいているところではございます。

ちなみに執行停止につきましては、財産がない、生活困窮、居所不明といったような項目に分かれてございまして、そちらをもとに執行の停止をしまして、今年、例えば平成30年に執行停止をした場合は、来年、再来年、その次の年でなお状況が変わらない場合は不納欠損といったような処理をさせていただいているところではございまして、長年にわたる焦げつきというところは、今のところございません。

出口委員 阪本理事の説明、よく理解できます。ということは、これから先、今執行停止から3年経つと不納欠損を行うという形であれば、毎年毎年、不納欠損が必ず発生するわけですね。

阪本税務課長 毎年の、執行停止して3年間の状況を見据えまして、途中で資力回復する場合は徴収させていただきまして、そのままの資力がないという状況が続くようだと、3年目に不納欠損という処理をさせていただくこととなります。

出口委員 だからそこを、阪本理事、聞きたいのは、来年も再来年も、そういう件数が上がってくることは、出てくることは確かでしょう。その辺どうですか。

阪本税務課長 現在も執行停止というのは実施しているところはございます。その現状を見て、ちょうど来年ですと、3年前に執行停止をした件について不納欠損が発生するということは考えられます。

小川委員長 出口委員。

出口委員 るる説明ありがとうございます。ただ、正直者はばかを見ると、まともにちゃんと税金払っている方々が、町のために税金払っている、血税を払っているわけです。それを、執行停止されたから不納欠損に落とすのではなくて、当然、職員さんも回収には努力していることは、私も自分の目で確かめて、よく理解しておりますけども、できる限り不納欠損が出ないように努力願いたいという要望しておきます。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 ご指摘いただいているとおり、私どもとしましては公正公平な形で徴収に努めてまいりたいと思います。なお、執行停止につきましても、毎年再度調査を実施いたしまして、必ずその人の資力の状況を確認した上で執行停止を継続するかしないかといった判断も行っているところでございますので、今後とも公正公平な徴収に努めたいと存じていますので、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

出口委員 ありがとうございます。

もう一点だけ最後にお願いしたいことは、こういう質問したときに、町側の担当者もしくは部長から、分納でちゃんと約束をとりましたというふうなことが、最終的にいつも回答が出ますんやけども、この町民税でも固定資産税でも、毎年毎年発生するものでございますので、そういう滞納している方に分納をするということに対して、プラスアルファの分を、税金入れてもらわないかんとということですので、その辺もできる限り回収率を上げてもらうという形でお願いしたいと思います。これで結構でございます。

小川委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 確認だけ申し上げます。

9ページの利子割交付金ですか、これは平成28年度と比べますと、ちょっと額が大きくなっているのかなと思います。その辺の詳細をお願いしたいということと、その下の配当割交付金、これも同じように、ちょっと金額かなり増えているのかなと思うので、これの詳細の説明をお願いします。

小川委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 ご質問のありました利子割交付金と配当割交付金ということで、まず利子割交付金につきましては、前年度から186万6,000円増加をいたしております。配当割交付金につきましては、前年度から317万7,000円、いずれも増加しております。利子割につきましても、配当割につきましても、いわゆる景気の動向に大きく左右されがちな、株式譲渡所得割交付金もそうなんですけども、そういった交付金でございます。

まず、利子割につきましては、ご存じのとおり貯蓄などに生じる利子の額でございます。20%のうち15%は国税、そして5%は府民税ということで、このうち5分の3については利子割交付金といたしまして市町村に交付されるものでございます。

配当割交付金につきましても、トータルで20%で、国税が15%、そして府民税が5%ということで、そのうち配当の状況によって市町村に交付されるものでございます。これらにつきましては予算編成の際に、国から示されます地方財政計画とか地方財政対策



など、新年度予算についての国からの情報をもとに一定の伸び率等がありまして、それに基づきまして予算措置をするものでございますので、その年度中の景気の動向に応じて若干増減するといった性質のものでございます。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

竹原委員。

竹原委員 何点かあるのですが、1個ずつお願いします。

13ページ、寄附金ということで、岬ゆめ・みらい寄附金、結構な額になっております。おおよそ10億円かな。これは全てがふるさと納税にかかわるものかどうかということと、岬町の大部分はシャープの製品だということだと思っておりますが、返礼率というたら、大体おおよそ、どのぐらいになっているのか、教えていただきたい。それと、喫緊の新聞でよく言われているのですが、今回の総務省の通達で、いろいろ各市町村の対応ということで出ていますけれども、これにどのように対応されるのかということをお願いしたいと思えます。

小川委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 委員のご質問にお答えさせていただきます。

9億9,827万9,712円の内訳なのですが、個人でいただいた、いわゆるふるさと納税の寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金のものと、あと大阪マリンフェスティバルのイベントに寄附するもの、それと自動販売機の設置者からいただく寄附金、それとあと企業・団体からいただく寄附金がありますので、全てがいわゆるふるさと納税の寄附金ではないんですけど、歳入する費目は1カ所になっております。

小川委員長 大部分がふるさと納税なのか。

寺田企画地方創生課長 そうですね。大部分がふるさと納税になります。

続きまして返礼率なのですが、国が示すように30%以内におさめよというところで、我々は一応、以前は30%を越すような返礼率で謝礼品をお返ししておりましたが、一定見直しを行いまして、30%以内におさめるという方向でやっております。

最後に、報道等で総務大臣の会見等がございまして、本町の考え方なのですが、総務省の会見では地場産品以外については返礼品としてやるなど、それと3割以下に落とせというような通達がございまして、我々も地場産品以外の返礼品としていろいろ肉とか魚介類とか加工食品、家電とか、そういうものがございまして、現在。本町の考え方としましては、会見を踏まえ、対応の検討を考えておりまして、ただ、人口減少、少子高齢化が伸展する中で、財政難が続いており、本町への財政の影響も考えると、速やかに、すぐに見直しと

というのは困難かなというところであります。調整ができたものから順次見直していきたいという考えでございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 ただいま担当からお聞きしまして、私の立場としても、やはり貴重な財源かなと思いますので、しっかりと検討していただいて、もらう分はもらってもらったとは思っております。

そして、ちょっと戻ります。11ページの目でいうと教育使用料の節、保健体育使用料、保健体育施設使用料の147万375円。結構な額になっておりますが、これにはいきいきパークでのサッカー場並びに野球場、グラウンドの使用料というのは含まれていたのかな。含まれてないと思うのですが、その項目はどこに入っているのかなと思ひまして、ちょっと確認です。お願いします。

小川委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 保健体育施設の使用料につきましては、いきいきパークは入ってございませんでして、私どもの管理する施設の使用料でございます。

竹原委員 町民体育館とかそういう施設ですね。

小川生涯学習課長 はい、そうです。

小川委員長 よろしいですか。

寺田課長。

寺田企画地方創生課長 いきいきパークの使用料なのですが、事業委員会に所属しておりまして、公園使用料というところで計上しております。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

出口委員。

出口委員 ちょっと私も岬ゆめ・みらい寄附金でお聞きしたいと思うところがあったのですが、竹原委員から聞いてもらったという形の中で、昨日、野田大臣が将来的にはふるさと納税はなくすであろうというふうな発言もされていましてね。各市町村の首長がいろいろニュース報道に出ていましたけども、その辺の今後の見通しというのはどんなもんですか、今のところは。

小川委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 昨日の会見を踏まえまして、我々も、昨日の今日なので、以前から総務省の通知で3割に抑えろとか、地場産品についてのみを返礼品として扱えとか、そういう通達が二度三度来ております。我々も順次見直しているところなのですが、今回、ちょっと

寄附金控除の話が出まして、例えば岬町に寄附をしても、寄附金控除の対象にならないような地方税制の改正も検討しているというところで、ここまですなつたというのは今回初めてでありまして、以前までは一応効力がないような通知だったのですね。皆さん抜け道というのですか、集めるために皆さんいろいろな工夫をしてやつてきたところでありまして、ちょっと法の改正に伴いまして、そういうことになれば岬町に寄附していただいても、寄附金控除の対象にならないというような指定を受ければ、なかなか今までどおり地場産品以外のそういう形で返礼品を充実させるというのですか、その辺が難しいようなところになります。

我々も地場産品をいろいろ掘り起こし等もやつていますが、なかなか本町におきまして寄附金をたくさんいただけるような、なかなかそういう企業等もございませんので、今後はいろいろな工夫をしながら、もし制度改正になりましたら、ちょっとその辺も考え直さないといけないような状況と思つておりますが、ただ現在のところは、先ほども言いましたように貴重な財源になっていきますので、少しでも長くできればなというところでお考えしております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 ということは、毎年3月に行われる確定申告の際には充当はできないというような形になりますのやな。それと同時に、私も実は昨年ですか、秋田の小坂町へ視察に行つてきたのですが、縁あつて岬町の住民さんも小坂町から何名かこちらへ嫁いできていまして、私も小坂町にふるさと納税をさせてもらつていますが、これが本町でも約9億弱の納税があるということで、これがなくなると大変やから、その辺のことをまたいろいろ詳細がわかれば、逐次また教えてもらいたいと思つておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませぬか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで歳入の質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を合わせてごらんください。

まず、議会費に入ります。決算書の62ページから65ページをごらんください。

質疑ございませぬか。

辻下委員。

辻下副委員長 歳出に入る前に、ちょっと要望をしておきます。

この決算書、物すごく数字、活字、これが物すごく小さいのです。これ、今回こんな

初めてやな。物すごく数字が小さい。それを何とかこれ、来年の予算書、また決算書、それを何とか正常どおりに戻してほしいということだけ要望しておきます。

小川委員長 要望でよろしいか。

辻下副委員長 はい。

小川委員長 それでは、議会費の質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで議会費の質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。

決算書の64ページから95ページ。ただし74ページ、75ページの目6交通安全対策事業費、83ページの目9地方創生総合戦略事業費のうち19負担金、補助及び交付金の一部産業観光課分、86ページから89ページの項3戸籍住民基本台帳費は、ほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 これも一点だけ確認をお願いします。

決算書79ページの節13委託料、人権推進課啓発資料作成委託料。これも前年、平成28年度と比較したのですが、これも金額全く同じように見ているのですが、これは毎年同じ資料、同じ部数だけ印刷しているということではないのでしょうか。説明をお願いします。

小川委員長 今坂課長。

今坂人権推進課長 この委託費は人権尊重思想の普及高揚を図るため、法務省が都道府県を通じて市町村に委託し、地域に密着した多様な人権啓発活動を実施するものであります。

この歳出の資料の作成なのですが、啓発冊子「ミズCAPE」、これ約8,000部、印刷しております。毎年同じ部数を印刷しておりますので、基本的に同じ金額という形になっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 部数も同じとして、内容はもちろん違うのでしょうか。

小川委員長 今坂課長。

今坂人権推進課長 内容につきましては、毎年テーマを変更しまして変えておりますので、女性問題等、いろんな人権テーマがございますので、そのテーマごとに作成してっております。

ので、違っております。

小川委員長 他にございませんか。

出口委員。

出口委員 75ページの節の19負担金、補助及び交付金です。これの集会所の運営補助金というのは、何カ所の集会所があって、どのような形の補助金か。掃除をする補助金か、そういうところの詳細をお願いしたいと思います。

小川委員長 松下課長。

松下総務課長 出口委員の質問に答えさせていただきます。

集会所の数は37カ所でございます。どういう補助金かと申し上げますと、維持管理に必要な補助金ということでお考えいただければとお願いいたします。

小川委員長 出口委員。

出口委員 そうしたら、その人件費等々は入っていないのですね。維持管理、要するに水道代とか光熱費とか、そういう部分の維持管理費ということで理解してよろしいのですか。

小川委員長 松下課長。

松下総務課長 委員お答えのとおりでございます。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

竹原委員。

竹原委員 83ページです。19負担金及び交付金、企画地方創生の結婚新生活支援事業補助金の内訳というのを教えてください。

小川委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 結婚新生活支援事業費補助金の内訳ですが、まず内容ですが、経済的理由により、結婚に不安を抱える方に対して、低所得の新婚世帯の住居費や引っ越し費用を支援することにより、結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望をかなえるとともに、少子化対策を推進するというところで創設された補助金でございます。実績なのですが、4件になります。国の補助金が4分の3あるというところでございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 4件なのですが、どういった内容だったのでしょうか。それはわかりますか。

小川委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 内容は、いわゆる住宅取得の費用とか、あと引っ越しに伴う費用とか、そういうものが対象になっております。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これでは質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の106ページから111ページ、目9文化センター費をごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書の151ページと153ページの目2観光費のうち19負担金、補助及び交付金の一部、政策推進担当をごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の168ページから173ページをごらんください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 消防費でいうと毎度のことなのですが、泉州南消防にかかる費用、171ページの中ほど、負担金及び交付金3億3,000万円、こちらなのですが、負担割合というのは9.0何%というので決定しているのか、それか新たな岬町の負担割合があるのかどうか、それに新たな阪南の南西分署もできたことだし、変更があったのかどうか、答弁をお願いします。

小川委員長 171ページの節19のところですね。どなたが。

森課長。

森危機管理担当課長 委員の質問にお答えします。

負担金の見直しについてのご質問ですが、泉州南消防組合においては、組合設立後3年から5年をめぐりに負担金の見直しを検討するというので、現在、まさにやっておりますのでございますが、泉州南消防組合あり方会議というのを設置いたしまして、平成28年度から開催をしております。30年度におきましても分科会を現在2回開催しております。

ところでございます。負担割合の見直しにつきまして、いろいろ議論をしておるところですけれども、まだ分科会としての結論には至っていない状況でございます。分科会の後、幹事会、そして、関係市町の市長、町長が参加するあり方会議というものがございすけれども、まだあり方会議の分科会の中で議論をしているという状況でございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 毎回言うのですが、3市3町の広域組合ができることによって、メリットは消防組合にかかる負担金が少なくなることがメリットだという説明を以前から受けておりましたので、その点踏まえてしっかりと取り組んでいただければと思います。要望です。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書の172ページから199ページをごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 2点だけ、ちょっと内容を確認させてください。

決算書173ページの節19負担金、補助及び交付金です。ここで泉南郡3町教育委員会、広域指導負担金とあります。この内容をお聞きしたいのと、179ページの節15工事請負費、小学校改修工事として上がっています。この内容について確認したいので、説明をお願いします。

小川委員長 以上2点。増田課長。

増田学校教育課長 まず1点目の泉南郡3町教育委員会広域指導負担金についてです。

郡3町で指導授業を実施する負担金ということで、管理職、教職員、研修・研究の負担金等という内容で、大きく分けまして、教職員に対する研修、各種協議会等への負担金の事業、教科書採択事業等を行っているものでございます。そのための負担金でございます。

2点目の小学校の改修工事ですが、小学校3校についての改修工事です。多奈川小学校におきましては、非常階段の塗装改修、西側のところの自転車置き場塗装改修工事、普通教室棟の塗装改修工事、浄化槽曝気ブロワーの交換工事等を行っております。深日小学校におきましては、物置の改修工事、トイレ等の改修工事を行っております。淡輪小学校におきましては、登り棒の改修工事ということを行っております。

それぞれの金額につきましては、多奈川小学校の管理棟等の非常階段の塗装の工事は3万2,600円、西側の自転車置き場塗装改修工事につきましては19万4,400円、

普通教室棟の塗装改修工事につきまして86万4,000円、浄化槽曝気ブローア交換工事につきましては62万2,080円、深日小学校においての物置改修工事32万4,000円、トイレブース改修工事79万3,800円、トップライト改修工事130万9,608円、トイレ改修工事423万4,680円、淡輪小学校にあります登り棒の改修工事58万9,680円という内訳になっております。

小川委員長 澤次長、補足あるんですか。

澤次長。

澤教育次長 増田課長が、細かく説明しましたけども、この改修工事費というのは、小学校3校の改修工事をまとめて計上しているもので、それぞれ老朽化とか、緊急に悪いところがある時に工事したものでございます。

主な改修内容としましては、多奈川小学校非常階段塗装工事は、落下防止柵が錆びておりましたので、錆びを取って塗装し直して、安全対策を講じたものです。深日小学校では主にはトイレ改修を実施し、淡輪につきましては遊具の登り棒が老朽化してましたので改修工事を実施したということが主な内容となっております。

小川委員長 ありがとうございます。坂原委員、よろしいですか。

他にございませんか。

出口委員。

出口委員 175ページの節の8報償費の件の中で、指導課の講師謝礼金で、スクールカウンセラー報償費、これ109万5,600円ですか、出ていますけれども、これの詳細をお願いしたいのと、もう一点は189ページの節の18備品購入費の淡輪幼稚園の機械器具費で150万1,200円と。この機械器具というのはどういう、えらい高額な機械が入っているのかどうか、その辺の詳細をお願いしたいと思います。

小川委員長 以上2点。増田課長。

増田学校教育課長 スクールカウンセラー報償費につきまして、児童生徒の臨床心理及び発達に関して高度な専門的知識・経験を有する心理士等を配置して、児童生徒の抱えるさまざまな課題等の解決に資するためのもので、不登校等、何らか心理的・情緒的要因、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある生徒等に対する措置ということで、臨床発達心理士や上級心理カウンセラーカウンセリングを行う人への支払う報償費となっております。

ただいまの人数についてですが、各基本1名ずつとなっております。

続いて2点目ですが、幼稚園の備品購入費としての機械器具費ですが、これにつきましては保育室の空調機設置、保育室3部屋分ということで150万1,200円となっております。



ります。

小川委員長 出口委員。

出口委員 よく理解できましたけれども、このスクールカウンセラーは、個人対応の生徒を対象に  
していきまして、大体もし個人対応だったら何名ぐらいの対応者があったのかどうか、その  
辺はどうですか。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 このスクールカウンセラー報償費につきましては、大きく分けますと臨床発達心理士  
さんと心理カウンセラーカウンセリングという2つに大きく分かれております。

29年度実績でいきますと、臨床発達心理士につきましては、子どもにつきましては2  
7件、保護者が33件、合計60件となっております。心理カウンセラーカウンセリング  
につきましては、平成29年度は子ども37件、保護者48件となっております。

臨床心理士という資格を持った方にカウンセリングをしてもらおうということで、児童・  
保護者へのカウンセリングとあわせて教職員への助言も行ってもらっています。

小川委員長 出口委員。

出口委員 これは小・中の生徒でこれだけの人数があるのですか、保護者も入れて。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 小・中合わせた数ですけれども、心理カウンセラーにつきましては29年度より淡輪  
幼稚園にも配置しております。

小川委員長 他にございませんか。

竹原委員。

竹原委員 教育費ということで、まずお聞きしたいのが、175ページの上のほう、給料というこ  
とで、教育費のところでは給料、これは教育委員会のほうかな。それと各小学校と中学校の  
ほうにも給料が発生しているのですが、これは学校の先生を町が負担して雇っているのか  
どうか。もしくは学校の周りを整備してくれる用務員さん等々の給料なのかどうか。17  
7ページでいうたら賃金。賃金かな。臨時職員賃金、これは小学校の分と、中学校のほう  
でも賃金。これですね、臨時職員賃金。これはどのようなものなのか、まずはお願いしま  
す。

小川委員長 増田課長。

増田学校教育課長 賃金についてですが、小学校費につきましては介助員や用務員、図書司書、ス  
クールバスの運転手の賃金等になっております。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 給料につきましては、町内の小・中学校の先生につきましては、府費負担職員となっ

ておりますので、町からの負担というのはございません。

小川委員長 増田課長。

増田学校教育課長 中学校におきましても、介助員や図書司書、用務員さんの賃金という内容になっております。

小川委員長 他にございませんか。

道工委員。

道工委員 ちょっと1件だけ。183ページの報償費の生徒活動費なのですが、これの中身をお聞かせいただきたいと思います。

放課後のクラブ活動の指導者を外部から来ていただく、そういうところについてはどこで賄っているのか。そういうことがまだないのかどうか、それも含めてお聞かせいただきたいと思います。

小川委員長 増田課長。

増田学校教育課長 報償費、生徒活動費についてですが、内容としましてはクラブ活動費ということで、クラブ活動での生徒の対外試合参加等の旅費等という内容になっております。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 道工委員ご質問の外部指導員につきましては、まだ大阪府のほうからガイドラインというのが示されておられませんので、それを受けて今後考えていきたいと考えております。

小川委員長 道工委員。

道工委員 今、次長から話ございましたように、次年度はやはりこういうことについてはしっかりと取り組んであげていただきたいなど。子どもたちが伸び伸びといろいろな活動できるように、そういった予算的な措置をぜひともお願いしておきたいと思います。

以上、要望だけしておきます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 179ページ、使用料及び賃借料の中に、パソコンリース料というのがあります。これは小学校かな。同じく183ページの下のほうにも同じく中学校のパソコンリース料、並びにその上の学習用コンピューターリース料。小学校、中学校に入っているパソコン、リース料にするとすごく低額かなと思うのですが、現在どのようなパソコンが入っているのか、ちょっと教えてください。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 小学校、中学校パソコン教室と教職員用パソコンのリース料となっております。

小川委員長 パソコンは何台もあるのではないか。

澤教育次長 台数ですか。

竹原委員 全てのパソコンの値段か。

澤教育次長 その値段になっております。

小川委員長 よろしいですか。

竹原委員。

竹原委員 どんなパソコンか、わかったら。型古で、もうこんな使えないというようなものじゃないのかと、私は値段見て、値段だけなんですけどね、どんなスペックがあるのか。

小川委員長 澤次長。

澤教育次長 小学校3校のパソコン教室につきましては、XPという、古いスペックのパソコンになっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 中学校と2つあるが、どうなのか。

澤教育次長 パソコン教室用と、教員用のパソコンリースです。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで教育費の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の200ページから201ページをごらんください。

質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 201ページの節の13委託料と、節13、どちらも13やね。これ、委託料で産業観光課の測量設計委託料、これは違うのか。関係ないのか。すみません、間違えました。

小川委員長 よろしいか、そしたら。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の200ページから203ページをごらんください。ただし、目4海釣り公園管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の202ページから203ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで予備費の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「平成29年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、認定第1号のうち本委員会に付託された案件は認定することに決定しました。

認定第8号「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」から認定第10号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 それでは、認定第8号から認定第10号の3件について、一括議題とします。

本件については、本会議場で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 決算書の319ページから354ページをごらんください。

質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 332ページの深日財産区特別会計の部分ですけども、ちょっとその財産収入で財産運用収入とございますね。これの詳細を教えてくださいませんか。どういうふうな財産の運用されているのかどうか。

小川委員長 西部長。

西総務部長 深日財産区の財産運用収入ですけれども、2つございまして、財産貸し付け収入と利子配当金ということで、財産貸し付け収入につきましては岬カントリーの貸し付けにかかる収入でございます。それとあわせまして財産区内にございます関西電力の電柱の歳入、合わせまして2,096万60円でございます。岬カントリーの貸し付けとしては2,090万円で、6万60円が電柱の使用料となっております。利子配当金につきましては、基金の利子ということでございます。

小川委員長 出口委員。

出口委員 ということは、岬カントリーということは、ほとんど南池の組合の関係が入っている形ですか。

小川委員長 西部長。

西総務部長 岬カントリーの貸し付けにつきましては、全体で3,800万円となっております。うち55%に当たる2,090万円が深日財産区のほうに入っております。残りの45%が南池土地改良区のほうに入っているという計算になってございます。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで3件についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計の決算認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第8号「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、認定第8号は本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第9号「平成29年度岬町深日財産区特別会計の決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

続いて、採決を行います。

認定第9号「平成29年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、認定第9号は本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第10号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第10号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、認定第10号は本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時37分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年9月12日

岬町議会

委員長 小川日出夫